

岐阜市 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）【再評価】 概要版

1. 背景

予防接種事務では、対象者の予防接種歴の確認・証明、接種勧奨通知を目的としており、正確な予防接種状況の管理をする上で、特定個人情報を保有することが必要となります。また、予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要があります。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びワクチン接種記録システム（VRS）による他市町村への接種記録照会の運用の変更を行うため、特定個人情報保護評価書を再評価いたします。

2. 「特定個人情報保護評価書（PIA）」の再評価の内容

（1）新たに生じる特定個人情報の取り扱い

以下の特定個人情報ファイルを保有し、取り扱う。

- ① 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能において、専用の電子交付アプリにおいて申請受付時に個人番号を取得
- ② 本人の同意を要せずに、VRS を用いた他市町村への接種記録照会が可能となることに伴う、個人番号を用いた接種記録照会に対する接種記録の提供

（2）リスク対策

入手に係るリスク対策

- ① 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能において、交付申請時には、個人番号カードの IC チップ読み取り（券面事項入力補助 AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助 AP の暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
- ② 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。

漏えい、紛失に係るリスク対策

電子交付アプリと VRS との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。